

《指定居宅療養管理指導事業》
《指定介護予防居宅療養管理指導事業》
【訪問看護ステーションキャロット】運営規程

(総則)

第1条

この規程は、医療法人白卯会が設置する訪問看護ステーションキャロット（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕について、介護保険関係法令に定める適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条

要介護状態等にある利用者に対して、適切な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条

- 1 指定居宅療養管理指導の提供にあたっては、この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように配慮し、居宅管理指導従業者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたっては、この事業所が実施する事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営めるように配慮し、居宅管理指導従業者等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることにより、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った事業の実施に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 5 前4項のほか、指定居宅療養管理指導においては「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

指定介護予防居宅療養管理指導においては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称訪問看護ステーションキャロット
- (2) 所在地 大阪府泉南市新家 2776 番地

(従業者の職種、数及び職務の内容)

第5条

この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者看護師 1 名（常勤）

職員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員看護師 1 名（常勤）准看護師 1 名（常勤）

看護職員は、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の指導・支援や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅療養管理指導・指定介護予防療養管理指導の内容)

第7条

この事業所で実施する指定居宅療養管理指導・指定介護予防療養管理指導の種類は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。
- 3 指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の実施に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業所から片道2キロメートル未満	無料
事業所から片道2キロメートル以上4キロメートル未満	200円
事業所から片道4キロメートル以上	300円

- 4 前項に定める交通費の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、同意を得るものとし、交通費を記載した領収書を交付する。

（緊急時等における対応方法）

第9条

- 1 指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第10条

- 1 指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 12 条

- 1 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修用後 6 ヶ月以内
 - (2) 継続研修年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定居宅管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人白会と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の一部変更は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規定の一部変更は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定の一部変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定の一部変更は、和 1 年 8 月 1 日から施行する。

※第 6 条 変更